

契約概要

この「契約概要」は、個別の商品内容のうち、特に重要なことを記載しています。

1. 商品名称について

主契約…医療保障保険（団体型）

付加している特約…医療保障保険（団体型）用家族特約

※特約の名称について、加入案内用チラシの文中では「医療保障保険（団体型）用」を省略して記載しています。

2. 商品の特徴について

- 当会が契約者となり、生命共済制度「優YOUNプラン」ご加入の役員・従業員の方が、ご本人および配偶者またはお子さまの入院時の費用をご準備いただくための任意加入（保険料ご加入者負担）の制度です。
- 保険期間は1年ですが、加入対象者である限り、自動更新（継続）されます。現行の入院給付金日額・保険金額と同額以下で継続する場合は、健康状態の告知は不要です（増額する場合は、告知が必要です）。
- 制度の変更等により、契約内容の変更、制度自体が継続できなくなる場合があります。

3. 加入対象者、給付金額および保険期間などについて

具体的な加入内容が記載されている加入案内用チラシをご確認ください。

4. 給付金などが支払われる場合について

保険期間中、給付金などが支払われる場合は次のとおりです。

【入院給付金】

加入者が保険期間中に、加入日以後に発生した不慮の事故（※）による傷害または発病した疾病を原因として、継続して5日以上入院（※）されたとき

[1回の入院の支払日数は「入院日数（入院開始日を含む）－4日」となり120日を限度（更新前の支払日数を含む）とします。また通算して700日分を限度とします。]

（※）「不慮の事故」・「入院」についての詳細は、加入案内用チラシ最終ページの「入院【ご留意いただきたい点】」をご確認ください。

【死亡保険金】

加入者が保険期間中に死亡されたとき

※給付金などが支払われない場合がありますので、「注意喚起情報」の「5. 給付金などが支払われない場合について」を必ずご確認ください。

5. 保険料について

具体的な加入内容が記載されている加入案内用チラシをご確認ください。

6. 配当金について

具体的な加入内容が記載されている加入案内用チラシをご確認ください。

7. 脱退による返戻金について

この制度には、加入者が脱退された場合の返戻金はありません。

8. 引受保険会社について

下記の引受保険会社は、それぞれの引受割合の責任を負います。

【引受保険会社（引受割合） 2023年10月16日現在】

住友生命保険相互会社 (76.812%) [事務幹事会社]

日本生命保険相互会社 (15.861%)

ジブラルタ生命保険株式会社 (4.822%)

第一生命保険株式会社 (1.597%)

富国生命保険相互会社 (0.908%)

※引受保険会社と引受割合は、今後変更することがあります。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、生命保険一般についての基本的な内容や制度などのうち、お申込みにあたって特に注意いただきたいことや不利益となることを記載しています。

※増額を申し込む場合は、本文中の「加入」を「増額」と読み替えてください。

1. 申込み時 クーリング・オフ制度（加入申込の撤回）について

クーリング・オフ制度の対象ではありません。クーリング・オフ制度は個人を契約者とする場合に対象となります。この商品は当会（法人）を契約者とする保険契約であるため、対象ではありません。

2. 申込み時 告知に関する重要事項について

■ 健康状態などについてありのままを正しくお知らせください[告知義務]

加入申込者には、現在および過去の健康状態などについて正しく告知していただく義務があります。加入申込書の「告知欄」に記入いただいたことが告知となります。

- ・生命保険は、多数の人々が保険料を出し合って相互に保障しあう制度です。
- ・初めから健康状態の良くない方などが無条件に加入された場合、保険料負担の公平性が保たれません。
- ・加入のお申込みにあたっては、加入申込書の「告知事項欄」で生命保険会社がたずねることについて、過去の病歴、現在の健康状態など、事実をありのままに正しくお知らせ（告知）ください。

※同時に配偶者やお子さまが加入される場合には、告知に関する各重要事項について、全員に内容を周知してください。

※告知事項に該当しない場合でも、生命保険会社が保有するお客さま情報により加入できない場合があります。

■ 口頭で伝えられても告知いただいたことにはなりません

生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者など）および契約者である当会の職員などには告知を受ける権限がないため、口頭でお伝えいただいただけでは告知されたことにはなりません。告知にあたっては、加入申込書の「告知事項欄」を必ずご確認いただき、「告知欄」にご記入のうえご提出ください。



正しく告知されないと給付金などが支払われない場合があります

告知していただくことからは、加入申込書の「告知事項欄」に記載されています。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、「告知義務違反」として給付金などが支払われないことがあります。

※なお、上記の場合以外にも、加入時の状況などにより給付金などが支払われない場合があります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知されなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大なときは、詐欺による取消しを理由として給付金などが支払われないことがあります。

この場合

- ・告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消しとなることがあります。
- ・すでにお払い込みいただいた保険料は返金されません。

3. 申込み時 責任開始期について

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社が加入を承諾した場合、あらかじめ定められた「加入日」から契約上の保障を開始（責任開始）します。引受保険会社の職員および契約者である当会の職員などには、保険への加入を承諾し、責任を開始させる権限はありません。

4. 加入後 この制度から脱退する場合について

●死亡された場合、または以下に該当された場合、この制度から脱退となります。

■ 本人 退職などで加入対象者ではなくなった場合

■ 配偶者・お子さま 本人が脱退された場合

離婚や扶養関係がなくなるなどで加入対象者ではなくなった場合（※）

（※）保険期間中に加入対象でなくなった配偶者およびお子さまは、保険期間最終日まで継続できます。

●2年以上継続加入されていた加入者が所定の条件を満たし脱退する場合、脱退日から1ヶ月以内であれば、告知や診査を省略して事務幹事会社の医療保障保険（個人型）に加入できます。（保険料や保障内容などはこの制度とは異なります。）なお、脱退時の年齢等によっては、加入できない場合がありますので、検討にあたっては当会担当者または最終ページに記載のフリーダイヤルにお問い合わせください。



5. [請求時] 給付金などが支払われない場合について

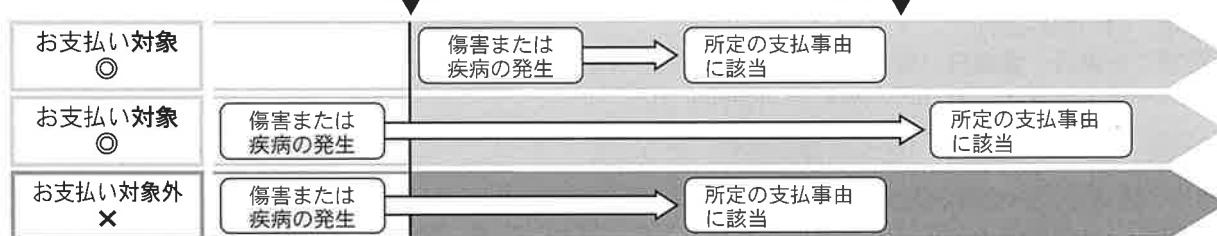
次のような場合には、給付金などが支払われないことがあります。

(給付金などを中途で増額された場合は、増額部分にも適用されます。)

- 加入日（保障開始日）前の傷害または疾病を原因とする場合

入院給付金のお支払いは、所定の支払事由の原因となる傷害または疾病が加入日以後に生じた場合に限ります。

原因となる傷害または疾病が加入日より前に生じていた場合は、お支払いの対象となりません。ただし、加入日から起算して2年を経過した後に開始した入院は、加入日以後に生じた原因による入院とみなします。



- 契約者または加入者から告知していただいた内容が事実と相違し、保険契約の全部またはその加入者の部分が告知義務違反により解除となった場合
- 契約者または加入者による詐欺の行為を原因として、保険契約の全部またはその加入者の部分が取消しとなった場合、または、契約者または加入者に給付金などを不法に取得する目的があって、保険契約の全部またはその加入者の部分が無効となった場合
- ※これらの場合、すでにお払い込みいただいた保険料は返金されません。
- 契約者、加入者または給付金（保険金）受取人が、給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められるときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部またはその加入者の部分が解除となった場合
- 保険料の払込みがなく、保険契約が失効した場合
- 給付金などの下記免責事由に該当した場合

入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者または契約者の故意または重大な過失によるとき ・加入者の犯罪行為によるとき ・加入者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき ・加入者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ・加入者が法令に定める運転資格を持たないで（運転免許の効力停止中も含みます）運転している間に生じた事故によるとき ・加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ・加入者の薬物依存によるとき ・地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・加入日から1年以内における自殺による死亡。ただし、心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときには、支払われる場合があります。 ・契約者または保険金受取人の故意によるとき ・戦争その他の変乱によるとき

6. [請求時] 給付金・保険金をもれなく請求していただくために

- 加入者からの請求に応じて、給付金・保険金が支払われますので、給付金・保険金の支払事由が生じた場合だけでなく、支払われる可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、当会担当者または最終ページに記載のフリーダイヤルにお問い合わせください。
- 給付金・保険金の支払事由が生じた場合、他の保険契約のご契約内容によっては、複数の給付金・保険金の支払事由にも該当することがありますので、ご確認ください。
- 給付金・保険金の円滑な請求のためにも、加入者から受取人に、事前にご契約内容についてのご説明をお願いします。

7. [諸制度] 「医療保障保険契約内容登録制度」について

この保険に加入された場合、一般社団法人 生命保険協会に加入内容が登録されます（契約内容登録制度）。登録内容は、協会加盟生命保険会社が、契約引受けの参考とする以外に用いることはありません。登録内容を参考とした結果、すでに医療保障保険（団体型・個人型）契約がある場合は加入できません。

8. [諸制度] 法令等の改正に伴う変更について

公的医療保険制度の改正が行われた場合には、保険料その他契約内容が変更されることがあります。

*「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

健康保険法・国民健康保険法・国家公務員共済組合法・地方公務員等共済組合法・私立学校教職員共済法・船員保険法・高齢者の医療の確保に関する法律

9. 諸制度 生命保険会社が経営破綻した場合などの取扱いについて

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、加入にあたって約束された給付金額などが削減されることがあります。
- 引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります、この場合にも給付金額などが削減されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」にお問い合わせください。

<生命保険契約者保護機構>

電話番号：03-3286-2820

受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

10. 諸制度 生命保険協会の「生命保険相談所」について

- この商品に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。
(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っています。

11. 諸制度 契約に関する相談・照会・苦情窓口について

この制度の手続きや加入に関する相談・照会・苦情につきましては、下記にお問い合わせください。

スミセイフリーダイヤル（団体保険契約室）

 0120-307282

【受付時間】月曜日～金曜日（祝日・12月31日～1月3日を除く）午前9時～午後5時

お問合わせの際には下記証券番号・契約者名、加入者の方は被保険者番号もお伝えください。

証券番号：710134608 契約者名：日本税協連福祉会

保険金・給付金のご請求もれはございませんか？

この商品以外にも保険金・給付金をお受け取りいただける可能性がございます。

ご請求に際してはご請求もれのないよう、保障内容を十分にご確認ください！

【事例】疾病または不慮の事故が原因で所定の入院をされた場合

A病院にて入院の後、手術のためB病院へ転院し、その後経過良好につきB病院を退院した。



転院により複数の病院で所定の入院をされた場合、すべての入院期間ではなく、最後に入院されたB病院での入院期間についてのみ入院給付金をご請求いただくケースがみられます。転院前のA病院での入院期間についても入院給付金をお受け取りいただける可能性があります。

※その他事例は下記の住友生命ホームページ『団体保険における死亡保険金・入院給付金などの手続きとお支払いガイドブック』にも掲載していますので、ご参照ください。

保障内容をお受取人の方にお伝えください！

保障内容については、契約概要「4. 給付金などが支払われる場合について」をご確認ください。

※お支払に関するお問合せは、上記フリーダイヤルにお問い合わせください。

住友生命ホームページ



<https://www.sumitomolife.co.jp/corporative/service/step.html>

